

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の  
適正処理について

保存版

さいたま市環境局資源循環推進部  
産業廃棄物指導課

平成29年3月

# ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の適正処理について

## 目次

1	PCBとは	1
	(1) PCBの性質	
	(2) PCBの毒性	
	(3) PCBの用途	
	(4) PCBの種類	
2	PCB特別措置法における規制等について	3
	(1) PCB特別措置法の規制	
	(2) 届出書の種類	
	(3) 提出方法	
3	廃棄物処理法等における規制等について	7
	(1) PCB廃棄物の保管方法	
	(2) 保管事業場等の表示	
	(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	
	(4) 保管事業場の変更に伴うPCB廃棄物の運搬計画書	
4	PCB使用電気機器について	10
	(1) PCB使用電気機器の取り扱い(事故処理作業及び処置を含む)	
	(2) 電気事業法による使用中PCB含有電気工作物の届出	
	(3) PCB含有の有無の判別方法	
5	PCB特別措置法に係る主な罰則について	12
●	届出記入要領	13
●	様式集	20
●	関係法令等	49
	・PCB特別措置法	
	・PCB特別措置法施行令	
	・PCB特別措置法施行規則	

# 1. PCBとは

## (1) PCBの性質

水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性・電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB(コプラナーとは、共平面状構造の意味)と呼ばれるPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

## (2) PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。

## (3) PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油等、以下のとおり、様々な用途に使用されていました。

用途大別	製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用 ビル・病院・鉄道車輛・船舶等の変圧器
	コンデンサー用 蛍光灯・水銀灯等の安定器、冷暖房器・洗濯機・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用、モーター用等の固定ペーパーコンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体 (加熱と冷却)	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加材
可塑剤	絶縁用 電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用 ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴム等に混合
	その他 接着剤、ニス、ワックス、アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	ノンカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙 難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料、印刷インキ
その他	紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、カラーテレビ部品、農薬の効力延長剤

## (4) PCBの種類

PCB廃棄物はPCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

## ① 高濃度 PCB 廃棄物

PCB 濃度が 0.5% (=5000ppm) を超える PCB 廃棄物で、製造時に意図的に絶縁油として PCB が使用された電気機器廃棄物を言います。代表的な電気機器として、高圧変圧器や高圧コンデンサー、安定器があります。

高濃度 PCB 廃棄物の処分は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で行っています。

代表的な電気機器

### ● 高圧変圧器

変圧器内は PCB 油とトリクロロベンゼンの混合液（重量比 3:2）で満たされています。例えば、50kVA の場合で約 85kg の PCB が入っています。

### ● 高圧コンデンサー

コンデンサー内は PCB 油で満たされています。例えば、100kVA の場合で約 40kg の PCB が入っています。

### ● 安定器（ラピッドスタート式及びフリッカレス式の蛍光灯器具、水銀灯器具等）

蛍光灯の安定器の中にも、低圧コンデンサーが使われています。コンデンサー内の巻紙のすき間に少量の PCB 油が含浸されています。昭和 47 年 8 月以前に製造された業務用・施設用蛍光灯器具の安定器では数 10g 程度の PCB が入っているものもあります。

昭和 32 年から 48 年頃までに建設された事務所や工場等で使用されていた可能性があります。



## ② 低濃度 PCB 廃棄物

PCB 濃度が 0.5% (=5000ppm) 以下の PCB 廃棄物及び PCB が非意図的に混入した電気機器であって微量の PCB に汚染された絶縁油に由来するもの（微量 PCB 汚染廃電気機器等）をあわせて低濃度 PCB 廃棄物と言います。

低濃度 PCB 廃棄物の処分は環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で行っています。

## 2. PCB 特別措置法における規制等について

### (1) PCB 特別措置法の規制

PCB 特別措置法では、PCB 廃棄物を保管している事業者 (=保管事業者) 及び PCB 使用製品の所有している事業者 (=所有事業者) に対して課せられている規制があります。

#### ① 保管状況等届出書等

保管事業者及び高濃度 PCB 使用製品の所有事業者は毎年度、前年度の PCB 廃棄物等の保管状況等を都道府県知事等に届け出る必要があります。(⇒様式第一号 (一)) 提出された届出書は都道府県知事等が公表することとなっています。

また、保管事業者及び高濃度 PCB 使用製品所有事業者は PCB 廃棄物等の処分及び高濃度 PCB 使用製品の廃棄が全て終了した場合は、都道府県知事等に届出を提出する必要があります。(⇒様式第四号)

#### ② 期限内の処分

国は、平成 15 年 4 月 22 日に PCB 特措法に基づき、「PCB 廃棄物処理基本計画」を策定し、高濃度 PCB 廃棄物の処理事業は JESCO により全国 5 か所の処理施設で処理される計画となっています。低濃度 PCB 廃棄物の処理については、JESCO ではなく、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等において行われています。

さいたま市を含む東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県 の 1 都 3 県の事業者分の PCB 廃棄物の処分先及び処分期限は以下のように定められています。

		処分先	処分期限
高濃度 PCB 廃棄物	変圧器・コンデンサー等	JESCO (東京 PCB 処理事業所)	平成 34 年 3 月 31 日
	安定器及び汚染物等	JESCO (北海道 PCB 処理事業所)	平成 35 年 3 月 31 日
低濃度 PCB 廃棄物		無害化処理認定施設等*	平成 39 年 3 月 31 日

※無害化処理認定施設等は環境省の以下のホームページで紹介されています。低濃度 PCB 廃棄物の処分は各事業者にお問い合わせの上、処理を進めてください。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

#### ③ 高濃度 PCB 廃棄物の保管場所の変更の原則禁止

高濃度 PCB 廃棄物は JESCO 全国 5 か所の各事業エリアを越えて、保管場所を変更することについては原則禁止されていますが、当該事業エリア内の保管場所の移動であるか、又は環境大臣の確認を受けた場合には、保管場所を変更することが出来ます。

変更後は保管場所の変更の届出書を変更前の保管場所及び変更後の保管場所を管轄する都道府県知事等に提出してください。(⇒様式第二号)

### (2) 届出書の種類

PCB 特別措置法では、保管事業者に対して PCB 廃棄物の保管及び処分状況等の届出を求めていましたが、平成 28 年 5 月 2 日付け PCB 特別措置法の一部改正、これ

に伴う平成 28 年 7 月 29 日付け PCB 特別措置法施行令及び施行規則の一部改正により従前の届出について届出内容の変更や新たな届出の義務が生じました。

新たな届出では PCB 廃棄物だけではなく高濃度 PCB 使用製品についても届出の対象となり、PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品についての処分又は廃棄の予定年月等を記載する項目が追加となりました。

また、PCB 廃棄物等の処分終了の届出等、新たな届出が追加されました。

#### ① PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 様式第一号（一）

さいたま市内に事業場のある事業者は、同法第 8 条の規定に基づき、毎年度、PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の保管及び処分の状況に関し、届出書（様式：巻末 20～24 頁掲載）をさいたま市長に届け出てください。

PCB 廃棄物を保管している事業者は中間処分が終了した場合には、その旨がわかる産業廃棄物管理票の写しを併せて提出してください。

前年度の状況を翌年度の 6 月 30 日までに報告してください。

#### ② PCB 廃棄物等の保管の場所等の変更届出書 様式第二号

PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品を保管する事業場を変更したときは、同法施行規則第 10 条第 2 項、第 11 条、第 21 条及び第 28 条の規定に基づき、変更をした日から 10 日以内に、届出書（様式：巻末 31～32 頁掲載）をさいたま市長及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令で定める市の長）に提出してください。（⇒3(4) 運搬計画書）

なお、PCB 廃棄物の保管場所をさいたま市外に変更した場合は、変更先に提出した変更届出書の写し（受付印のあるもの）もさいたま市長へ提出してください。

#### ③ PCB 廃棄物の処分終了又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了届出書 様式第四号

全ての PCB 廃棄物の処分を終えた場合又は全ての高濃度 PCB 使用製品の廃棄を終えた場合には同法第 10 条第 2 項の規定に基づき、自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から 20 日以内に届出書（様式：巻末 33～34 頁掲載）をさいたま市長に提出してください。

#### ④ 高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書 様式第五号

特例処分期限日までに高濃度 PCB 使用製品又は高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であるとして、処分及び廃棄の期限について、特例処分期限日の適用を受けたい事業者は同法第 10 条第 3 項第 2 号又は第 18 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、処分期間の末日までに届出書（様式：巻末 35～36 頁掲載）をさいたま市長に提出してください。

ただし、当該届出書は従来、計画的処理完了期限に向けて計画的に処分を進めてきた事業者に対して特例を適用させることとするものであり、処分期間内に資金調達が出来ない者を救済するために特例の対象とするものではありません。

**⑤ 高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書 様式第六号**

様式第五号により届出を行った事業者は、届出内容に変更が生じた場合は同法第 10 条第 4 項の規定に基づき、変更から 10 日以内に届出書（様式：巻末 37 号掲載）をさいたま市長に提出してください。

なお、高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄を終えた場合も届出の対象となります。

**⑥ 承継届出書 様式第七号**

PCB 廃棄物を保管する事業者について、相続、合併又は分割があって、事業者の地位を承継した者は、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき、その承継のあった日から 30 日以内にさいたま市長に届出書（様式：巻末 38～42 号掲載）を提出してください。

**⑦ 譲受け届出書 様式第八号**

PCB 廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けることは原則禁止とされていますが、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合はその限りではありません。PCB 廃棄物を譲り受けた事業者は、譲り受けた日から 30 日以内に同法施行規則第 26 条第 2 項及び第 36 条の規定に基づき、さいたま市長に届出書（様式：巻末 43～46 号掲載）を提出してください。

**(3) 提出方法**

提出は郵送でも構いません。ただし、各届出書の副本 1 部を控えとしてお返しするので、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

なお、提出初年度は、保管状況の分かる方が当課までご持参ください。

提出書類				
届出書の種類及び添付書類	提出期限	提出部数	提出先	様式掲載号
<b>PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一））</b> ・初回のみ廃棄物が特定できる写真及び保管場所の写真を添付すること ・届出書は公衆の縦覧に供するので、副本の 1 部は社印は押さないこと	毎年度 6月30日まで	正本1部 副本2部	さいたま市長	20～24
<b>PCB 廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（様式第二号）</b> ・市内で保管場所を変更する際も提出すること ・さいたま市外に変更した場合は変更先に提出し、収受印を受けた変更届出書の写しを添付すること  (注) 変更後の事業場が市外の場合には、管轄する都道府県知事等にも提出	変更のあった日から10日以内	正本1部 副本1部	さいたま市長 (注)	31～32
<b>PCB 廃棄物の処分終了又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了届出書（様式第四号）</b>	処分又は廃棄から20日以内	正本1部 副本1部	さいたま市長	33～34
<b>高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書（様式第五号）</b>	処分期間の末日	正本1部 副本1部	さいたま市長	35～36

<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら処分する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①処分を行う産業廃棄物処理施設の許可証の写し</li> <li>②特例処分期限日までに処分することを約する書類</li> </ul> </li> <li>・委託する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特別管理産業廃棄物処理業者と締結した特例処分期限までに処分することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度 PCB の処分を委託したことのある保管事業者は特例処分期限日までに処分を委託することを特別管理産業廃棄物処理業者に対して約する書類の写し）</li> </ul> </li> </ul>				
<p><b>高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書 (様式第六号)</b></p>	<p>変更から 10 日以内</p>	<p>正本 1 部 副本 1 部</p>	<p>さいたま市長</p>	<p>37</p>
<p><b>承継届出書 (様式第七号)</b></p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①被相続人との続柄を証する書類</li> <li>②相続人の住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。次号において同じ。）</li> <li>③相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し</li> </ul> </li> <li>・合併又は分割の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①合併契約書又は分割契約書の写し</li> <li>②合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業者の保管する PCB 廃棄物に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本</li> </ul> </li> </ul>	<p>承継のあった日から 30 日以内</p>	<p>正本 1 部 副本 1 部</p>	<p>さいたま市長</p>	<p>38~42</p>
<p><b>譲受け届出書 (様式第八号)</b></p>	<p>譲受けのあった日から 30 日以内</p>	<p>正本 1 部 副本 1 部</p>	<p>さいたま市長</p>	<p>43~46</p>

提出・お問い合わせ先

**さいたま市産業廃棄物指導課**

事務所在地：

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

埼玉県住宅供給公社ビル 1 階

TEL：048-829-1607 FAX：048-829-1933

届出書等郵送先：

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市ホームページ <http://www.city.saitama.jp/>

トップページから「PCB」と検索してください。

### 3. 廃棄物処理法等における規制等について

#### (1) PCB 廃棄物の保管方法

PCB 廃棄物の保管基準については、廃棄物処理法第 12 条の 2 第 2 項「事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。」及びこの規定に基づく施行規則第 8 条の 13（特別管理産業廃棄物保管基準）に基づき、保管・管理をすることとなっています。

基準の内容及び具体的に考えられる保管の方法は、表のとおりですので、適正保管に努めてください。

また、PCB 特別措置法施行規則で定める以外は、PCB 廃棄物の「譲渡し」や「譲受け」はできないこととなっていますので、処理ができるまで紛失しないように、事業者が責任を持って保管してください。

○周囲に囲いが設けられていること
<ul style="list-style-type: none"><li>・保管場所に容易に他人が立ち入ることができないよう囲いが設けてあること</li><li>・倉庫や保管庫など施錠できる場所での保管が望ましい</li></ul>
○見やすい箇所に廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること
<ul style="list-style-type: none"><li>・掲示板は縦横それぞれ 60 cm 以上とし、以下の事項を表示したものであること</li></ul> <ol style="list-style-type: none"><li>① 特別管理産業廃棄物の保管場所であること</li><li>② 保管する特別管理産業廃棄物の種類（⇒PCB 廃棄物）</li><li>③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</li></ol>
○飛散、流出、地下浸透、悪臭の発生がないよう必要な措置を講ずること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ドラム缶などの PCB 廃棄物専用の密閉容器で保管することが望ましい</li><li>・屋内保管について（容器からの漏洩対策）</li></ul> <ol style="list-style-type: none"><li>① 床面をコンクリート施工するとともに、亀裂等に注意すること</li><li>② 容器を適当な容量のオイルパンに置き、転倒防止措置を講ずること（万が一に備え、油吸着剤等を用意することが望ましい）</li></ol>
○ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
○他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等必要な措置を講ずること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい</li></ul>
○PCB 廃棄物については、容器に入れ密封するなどして揮発を防止するとともに、高温にさらされないよう必要な措置を講ずること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましく、ボイラー室など高温にさらされる場所での保管は避けてください</li></ul>
○PCB 汚染物又は PCB 処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい</li></ul>

#### (2) 保管事業場等の表示

廃棄物処理法においては、特別管理産業廃棄物の保管場所の掲示板（第 1 図）の設置については次のとおり定められています。

- ・掲示板の寸法（60cm×60cm 以上）

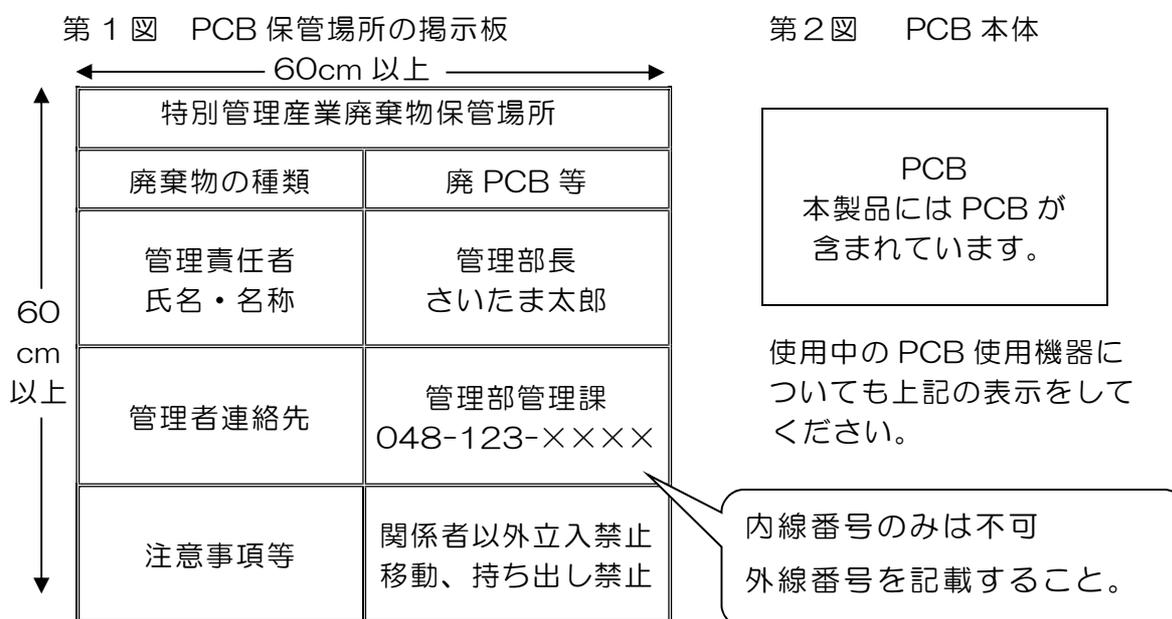
・表示すべき事項

- ① 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
- ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ③ 保管場所の管理者の氏名及び連絡先

(「廃棄物処理法施行規則第 8 条の 13 第 1 項第 1 号ロ」)

使用中及び使用済みの PCB 使用電気機器を適切に管理、保管するためには、事業者の保有する PCB 使用電気機器に PCB が含有されていることを、事業者自身が認識できるようにしておくことが必要です。このためには、耐久性のある材質が用いられたラベル（第 2 図）を使用中及び使用済みの PCB 使用電気機器の見やすい箇所に貼ることが有効です。

< 掲示板等表示例 >



(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

廃棄物処理法では、「その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない」（法第 12 条の 2 第 8 項）と規定しています。

PCB 廃棄物は、廃棄物処理法によって特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）の一つに指定されているので、PCB 廃棄物を保管している事業者は、これら保管に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、設置報告書を提出することになります。

特別管理産業廃棄物管理責任者を変更し、又は廃止した場合は、その日から 30 日以内に変更又は廃止届出を提出してください。

報告様式等は、「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則」（第 24 条第 2 項）に定められています。（様式：巻末 47 頁掲載）

なお、特別管理産業廃棄物管理責任者には、資格が必要になります。(財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了する必要があります。修了後、報告様式に修了証の写しを添付し、さいたま市長に届出書を提出してください。

#### (4) 保管事業場の変更に伴う PCB 廃棄物の運搬計画書

工場の移転等に伴って、PCB 廃棄物の保管場所を自ら変更する場合は、移転日の概ね 10 日前までに、PCB 廃棄物の保管及び処分状況等届出に係わる指導要領に基づき、運搬計画書(様式:巻末 48 頁掲載)をさいたま市長に提出してください。提出書類については、以下のとおりです。なお、委託により許可業者が運搬する場合は提出は不要です。

運搬の際は PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成 16 年 3 月(平成 23 年 8 月改訂))(以下、「ガイドライン」という。)も参照の上、運搬に係る基準等を遵守してください。

適正な運搬のため、原則、許可業者へ運搬委託をお願いします。

##### 提出書類

書 類
・保管事業場の変更に伴う PCB 廃棄物の運搬計画書
・運搬経路図(全体図及び発着地周辺の詳細図)
・運搬車両及び運搬容器の写真
・運搬する PCB 廃棄物の写真
・携帯書類(ガイドライン 2-25)
・運搬容器の試験結果を示す書類(ガイドライン 3-9)
・緊急連絡網(ガイドライン 5-3)
・特別管理産業廃棄物管理責任者の修了証の写し
・運搬に関する作業計画書(ガイドライン 4-4)

(ガイドラインは <http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html> をご参照ください。)

## 4、PCB 使用電気機器について

### (1) PCB 使用電気機器の取り扱い（事故処理作業及び処置を含む）

#### ① 作業等

PCB 使用電気機器の検油、内部端子台での電圧タップの変更等の作業及び PCB 使用電気機器の事故処理作業を行う場合には、次によりその作業を行う。

- a. PCB 使用電気機器の油漏れ防止等の処置をする場合及び PCB 使用電気機器のハンドホール又はカバーをあける場合は、人体への障害を防止するため PCB 使用電気機器を電源より切り離し油温が十分に下がってから処置する。
- b. やむを得ず PCB 蒸気の発生する状態で作業する場合は、換気に十分注意するとともに、換気が不十分なとき及び長時間作業をするときは、保護マスクを使用する。
- c. 作業時にはゴム手袋、眼鏡など適当な保護具を用いて直接油が人体に触れないようにし、特に口や目に入らないように注意する。
- d. PCB 油を外部にこぼさないように注意し、万一 PCB 油をこぼした場合にはその PCB 油を回収し、おがくず、布などでよく拭き取る。
- e. 作業は、迅速に行い作業終了後の PCB 使用電気機器は、直ちに密閉し、開放時間は、できるだけ短くする。

#### ② 作業後の処置

①の作業を行った場合は、その作業終了後、次により処置を行う。

- a. 顔や手など皮膚に PCB 油が付着した場合には、植物油（オリーブ油、椿油など）を脱脂綿につけて軽く拭き取った後、石鹸でよく洗う。
- b. ゴム手袋、作業衣などに PCB 油が付着した場合、微量であればシンナー、灯油などで拭き取り、多量であれば付着したゴム手袋などは PCB 使用電気機器の管理及び保管について前述した方法で保管する。
- c. 工具類に油が付着した場合、シンナー、灯油などでよく拭き取ること。
- d. 前 a. b. c. によって拭き取った PCB 油の付着した脱脂綿などは、PCB 使用電気機器の管理及び保管について前述した方法で保管する。

#### ③ 人体に対する応急処置

作業中に誤って口や眼の中に PCB 油が入った場合は、次の応急処置をして医師の診察を受ける。

- a. 口腔内に PCB 油が入った場合には、直ちに吐き出して水でうがいを繰り返す。
- b. 眼に PCB 油が入った場合には、直ちに多量の清浄水で 15 分以上洗眼した後、3% 硼酸水（ほうさんすい）で洗眼する。
- c. PCB 油の蒸気を吸入して気分が悪くなったときには、新鮮な空気の場所で安静にする。

※その他、「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会テキスト」や「PCB 廃棄物の処理作業における安全衛生対策要綱」も参考にしてください。

## (2) 電気事業法による使用中 PCB 含有電気工作物の届出

電気事業法／電気関係報告規則の一部改正（平成 13 年 10 月）により、PCB 含有絶縁油を使用した電気工作物（コンデンサー等、蛍光灯安定器は含まない。）の使用及び廃止に係る報告を経済産業省産業保安監督部長（さいたま市内の事業者は、さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階にある関東東北産業保安監督部(048-600-0388)）に提出しなければならないことになっています。

## (3) PCB 含有の有無の判別方法

### ① 変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度 PCB かどうかの判別は変圧器・コンデンサー等の銘板を確認することで判断できます。昭和 28 年(1953 年)から昭和 47 年(1972 年)に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油に PCB が使用されたものがあります。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のHPを参照してください。

[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/PCB/PCB\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/PCB/PCB_hanbetsu.html)

また、国内メーカーが平成 2 年(1990 年)頃までに製造した電気機器には PCB 汚染の可能性があることが知られています。絶縁油の入替が出来ないコンデンサーでは、平成 3 年(1991 年)以降に製造されたものは汚染の可能性がないとされ、一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことが出来る電気機器では平成 6 年(1994 年)以降に出荷された機器であって絶縁油の入替等が行われていないことが確認できれば汚染の可能性はないとされています。

まず、銘板に記載された製造年とメンテナンスの履歴等を確認することで、汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取して、PCB 濃度の分析を行い、PCB 含有の有無を判別してください。

### ② 安定器の場合

昭和 32 年(1957 年)1 月から昭和 47 年(1972 年)8 月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCB が使用されたものがあります。

PCB を含有する安定器は銘板を確認することで判別することが出来ますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のHPを参照してください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/PCB/index.htm>

## 5、PCB 特別措置法に係る主な罰則について

PCB 特別措置法における罰則の主なものは以下のようになっています。

違反行為	罰則
保管状況等届出等義務違反、虚偽の届出	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
保管場所の変更の違反	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
特例処分期限日に係る届出の虚偽の届出	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
改善命令違反	3 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金(併科あり)
譲り渡し、譲り受けの違反	3 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金(併科あり)
承継の届出義務違反、虚偽の届出	30 万円以下の罰金
立入検査の拒否・妨害・忌避	30 万円以下の罰金

## ● 届出記入要領

PCB 特別措置法第 8 条に基づく保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一））については、平成 28 年 8 月の法改正により、以前までの様式と異なる様式となりました。届出に際しては、届出様式に記載の「備考」の他、以下の記入要領をよくお読みいただいた上で、これらに従って記入していただくようお願いします。

記入が適切でない場合は、修正をしていただくことになります。

### ◎ 記入要領

#### ● 記入表

・届出様式には、1 ①～④、2 ①～③（第 1 面から第 4 面）までの表がありますが、全ての表を届け出てください。該当しない表がある場合は、その表に該当なしと記入してください。

#### ● 届出者の記載欄

・法人にあっては、「氏名」欄に登録等で用いている正式な名称及び代表者氏名を記入してください。法人格のない任意の団体については、団体名及び代表者の氏名ではなく、当該処理に責任を有する個人の氏名を記入してください。（任意団体の名称の記入を希望する場合は、個人の氏名の後に括弧書きで記入してください。）届出者住所と保管の場所が異なる場合は、それぞれの住所を記入してください。

#### ● 「保管の場所」及び「所在の場所」

・保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入してください。同じ住所である場合は、その旨を記入してください。

・保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して、「保管の場所」、「所在の場所」及び「参事項」の欄にそれぞれ記入してください。

#### ● 1 ①～④及び 2 ①～③における廃棄物等の記載

##### 「番号」

・1 つの行に対し、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成 28 年度の状況を新規で届け出る場合の例：28-001）を付してください。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入してください。

・1 台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として 1 台（1 個）ごとに 1 つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、蛍光灯用安定器等が 1 つの容器に多量に保管されている場合には、

容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、同一の廃棄物の種類で、廃棄物の型式等が同一のものについても、まとめて1つの行に記入することが可能です。

#### 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

・「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、以下の種類から、該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（ ）」として、（ ）内にできる限り具体的に記入してください。

##### <種類>

- ① 変圧器（トランス）
- ② 柱上変圧器（柱上トランス）
- ③ 計器用変成器
- ④ リアクトル
- ⑤ 放電コイル
- ⑥ 整流器
- ⑦ コンデンサー（3kg 以上）
- ⑧ コンデンサー（3kg 未満）
- ⑨ サージアブソーバー
- ⑩ 蛍光灯用安定器
- ⑪ 水銀灯用安定器
- ⑫ ナトリウム灯用安定器
- ⑬ 安定器（用途不明）
- ⑭ ネオン変圧器（ネオントランス）
- ⑮ その他電気機械器具
- ⑯ OF ケーブル
- ⑰ 変圧器油（トランス油）
- ⑱ 柱上変圧器油（柱上トランス油）
- ⑲ コンデンサー油
- ⑳ 熱媒体油
- ㉑ その他 PCB を含む油
- ㉒ 感圧複写紙
- ㉓ ウエス
- ㉔ 汚泥
- ㉕ その他

### 「廃棄物の型式等」

- ・電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入してください。
- ・「定格容量」は、数値を単位と合わせて記入してください。単位には、「KVA」「KW」「VA」があります。
- ・「製造者名」には、以下の中から該当する製造者名を記入してください。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入してください。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製（ ）」「その他（ ）」として、（ ）内に具体的な製造者名を記入してください。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入してください。

### <変圧器・コンデンサーの製造者名>

- ① 株式会社愛知電機工作所
- ② 富士電機製造株式会社
- ③ 株式会社日立製作所
- ④ 北陸電機製造株式会社
- ⑤ 株式会社明電舎
- ⑥ 三菱電機株式会社
- ⑦ 日新電機株式会社
- ⑧ 大阪変圧器株式会社
- ⑨ 株式会社高岳製作所
- ⑩ 東光電気株式会社
- ⑪ 中国電機製造株式会社
- ⑫ マルコン電子株式会社
- ⑬ 二井蓄電器株式会社
- ⑭ 東京電器株式会社
- ⑮ 松下電器産業株式会社
- ⑯ 日本コンデンサ工業株式会社
- ⑰ 株式会社関西二井製作所
- ⑱ 株式会社指月電機製作所
- ⑲ 株式会社帝国コンデンサ製作所
- ⑳ 古河電気工業株式会社
- ㉑ 東京芝浦電気株式会社
- ㉒ 日立コンデンサ株式会社

- ㉓ 株式会社西島電機製作所
- ㉔ 海外製
- ㉕ その他

<安定器の製造者名>

- ① 岩崎電気株式会社
- ② 株式会社梅電社
- ③ NEC ライティング株式会社（旧：新日本電気）
- ④ オーデリック株式会社（旧：オーヤマ照明／大山電機工業）
- ⑤ 株式会社共進電機製作所
- ⑥ コイズミ照明株式会社
- ⑦ 星和電機株式会社
- ⑧ 大光電機株式会社
- ⑨ ダイヘン電設機器株式会社ヘルメス機器工場（旧：ヘルメス電機）
- ⑩ 東芝ライテック株式会社
- ⑪ 株式会社GSユアサ（旧：日本電池）
- ⑫ 株式会社光電器製作所
- ⑬ 日立アプライアンス株式会社（旧：日立照明／日立製作所）
- ⑭ 藤井電機工業株式会社
- ⑮ 扶桑電機工業株式会社
- ⑯ パナソニック株式会社（旧：松下電器産業／松下電工）
- ⑰ パナソニック株式会社（旧：三洋電機）
- ⑱ 三菱電機照明株式会社（旧：三菱電機）
- ⑲ 山田照明株式会社
- ⑳ 株式会社リード
- ㉑ 海外製
- ㉒ その他

・「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入してください。

・「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入してください。

・「表示記号等」は、PCB を使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。以下の中から該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。不明の場合には、空欄として下さい。

<表示記号等>

- ① 不燃(性)油
- ② 不燃性(合成)絶縁油
- ③ シバノール
- ④ 富士シンクロール油
- ⑤ カネクロール油
- ⑥ 塩化ビフェニール
- ⑦ AF 式
- ⑧ DF 式
- ⑨ AFP 式
- ⑩ 冷却方式LNAN
- ⑪ その他

・電気機器でない場合、「廃棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄としてください。

**「処分予定年月」**

- ・「処分予定年月」は、高濃度PCB 廃棄物の処分を他人に委託することを予定している年月を記入してください。低濃度PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・処分業者と調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入してください。ただし、処分業者と調整を終えていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入してください。

**「量」**

- ・「台数又は容器の数」の欄には、一台ずつ数えることができる電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管又は所有している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入してください。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合であっても台数(個数)を把握することができないときは、保管又は所有している容器の数(缶数等)を単位とともに記入してください。
- ・「総重量」の欄には、PCB を使用する電気機器については、1台あたりの重量に台数(個数)をかけた重量を記入してください。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認の上、記入し

てください。その他のものについては、容器込みでの重量を記入してください。

・重量はkg 単位で記入して下さい。重量が不明である場合であっても、推定値を記入してください。

### 「濃度区分」

・「濃度区分」には、「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを選択して記入してください。

・「高濃度」とは、法第2条第2項に規定する高濃度PCB 廃棄物又は同条第4項に規定する高濃度PCB 使用製品の略称です。

・「低濃度」とは高濃度PCB 廃棄物以外のPCB 廃棄物又は高濃度PCB 使用製品以外のPCB 使用製品の略称外のPCB 使用製品の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号イ、同条第2号イ及び同条第3号イに該当する廃棄物も、従前どおり含まれます。

・電気機器がPCB を使用しているか否かについては、日本電機工業会ホームページや各電気機器メーカーのホームページ等を参照してください。なるべく確認を行い、なるべく正しい区分を記入してください。不明の場合には、「不明」と記入してください。

### 「保管の状況」

・「容器の性状」には、PCB 廃棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入してください。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。なお、変圧器（トランス）やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択してください。

容器の性状の表記	適用
容器なし または 裸	保管容器に収納していない場合。変圧器等を裸で保管している場合も含む
金属製箱	鉄などの金属製の箱に収納して保管している場合
ドラム缶	ドラム缶（金属製）に収納して保管している場合
ペール缶	ペール缶（金属製）に収納して保管している場合
一斗缶	金属製の一斗缶に収納して保管している場合
プラスチック容器	プラスチック製のタンク、ケース等に保管している場合
段ボール箱	廃感圧紙などを段ボール箱に収納して保管している場合
コンクリート槽	汚泥等をコンクリート槽に保管している場合
屋外タンク	屋外タンクに収納して保管している場合
屋内タンク	屋内タンクに収納して保管している場合

その他の容器（ ） に収納	上記のいずれでもない容器に保管している場合 （ ）内に具体的な容器の性状や寸法、運び出しの可否などを記入する
------------------	---

- ・「囲い等の有無」には、PCB 廃棄物を保管している場所において、囲いの有無及び掲示板の有無を記入してください。
- ・「分別・混在の別」には、PCB 廃棄物を保管している場所において、分別して保管しているか、他のものと混在して保管しているかを記入してください。
- ・「漏れ等のおそれ」には、容器に収納されていて、外部への漏れはないものの、収納されている機器本体からの漏れがある場合は、漏れの程度に応じて、「機器ににじみ跡あり」、「容器内に液だまりあり」等と記入してください。漏れがない場合は、「なし」と記入してください。

#### 「処分業者との調整状況」

- ・「処分業者との調整状況」には、処分業者（高濃度PCB 廃棄物又は使用製品にあつては中間貯蔵・環境安全事業株式会社）と委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入してください。低濃度PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に登録済みの場合には、登録番号（s,k,t,b,c,tb,tc のいずれかから始まる9桁の数字）も記入してください。

#### 「廃棄予定年月」

- ・「廃棄予定年月」は、高濃度PCB 使用製品を廃棄することを予定している年月を記入してください。低濃度PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・「廃棄」とは、PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処理することは含まれません。したがって、廃棄予定年月としては、廃棄物として処分委託する予定年月ではなく、高濃度PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とする予定年月を記入してください。

#### 「参考事項」

- ・「参考事項」には、保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入してください。そのほか、PCB 濃度が分かるものは「PCB 濃度〇mg/kg」、不明のものは「今後分析予定」等を記入してください。

そのほか、環境省ホームページにおいても、「PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領」が掲載されていますので、必要な方は参照してください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

届出者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

## (第2面)

## ②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

## ④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日		

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

平成 29 年 5 月 15 日

さいたま市長 殿

届出者  
 住 所 ○○県○○市○○番○○号  
 氏 名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○ ○○  
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 ○○○-×××-□□□□

前回までの届出において既に番号が付されている場合は、引き続きその番号を記入してください。

「廃棄物の種類」は、記入要領にある種類から選択してください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 28 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

提出する前の年度を記入してください。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所		
保管事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	○○部▽▽課 ○○ ○○	電話番号	○○○-×××-□□□□
保管の場所	①○○市○○番○○号 ②○○市○○番□□号 （※保管事業場内で複数の住所がある場合記入）		

「容器なし」とは、変圧器などを裸で保管する場合も含まれます。

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
13-001	変圧器（トランス）	250 KVA	東京芝浦電気(株)	SCTW-N	S46.5	不燃(性)油	H29.1	1 台	2100.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	機器ににじみ跡有	H28.12登録 (s000000000)	①に保管
13-002	コンデンサー（3kg以上）	70 KVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	H30.4	2 台	120.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録 (s000000000)	②に保管

13-003	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	東京芝浦 電気(株)	SRTR- A3FR	S43.1	シバノー ール	H30.4	1 台	78.0 kg	高濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	H28.12登録 (k000000000 )	②に保管
28-001	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	日本コン デンサ工 業(株)	TPB- 36100RI	S44.1	DF式	H30.4	1 台	85.0 kg	高濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	②に保管
18-001	コンデンサー (3kg未満)	不明	日本コン デンサ工 業(株)	不明	不明	不明	H32.4	1 缶	60.0 kg	高濃度	ペール 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	②に保管
16-003	蛍光灯用安定 器	50 W	新日本電 機(株)	FRB-22SR	不明	不明	H32.4	300 台	750.0 kg	高濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	H28.12登録 (tc000000000 )	①に保管
18-002	変圧器油(ト ランス油)						H29.1	10 缶	2700.0 kg	高濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	H28.12登録 (s000000000 )	①に保管
18-003	柱上変圧器油 (柱上トランス 油)							30 缶	8100.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		①に保管
20-001	感圧複写紙						H32.4	10 箱	300.0 kg	不明	段ボー ル箱	囲い 有、掲 示有	分別	なし		今後分析 予定 ②に保管

(日本工業規格 A列4番)

各項目を記入する際には、第4面及び第5面の備考や、別添のPCB特措法の保管  
状況等の届出様式等の記入要領を参考にしてください。

そのほか、環境省HPに掲載されている「PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入  
要領」を参考にしてください。

(第2面)

各項目のPCB廃棄物において、該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。

## ②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
28-001	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	日本コンデンサ工業 (株)	TPB-36100RI	S44.1	DF式	1 台	85.0 kg	高濃度	H28.12.12	他の事業場から移動	

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
16-004	蛍光灯用安定器	100 W	東京芝浦電気 (株)	FT-423EM-100HB	S46.1	シバノール	150 台	320.0 kg	高濃度	H28.6.6	他の事業場に移動	〇〇工業株式会社××事業所 ××県××町〇〇番〇〇号	

## ④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
13-001	変圧器 (トランス)	250 KVA	東京芝浦電気 (株)	SCTW-N	S46.5	不燃(性)油	1 台	2,100.0 kg	高濃度			H29.1.10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	H29.3.3	
18-002	変圧器油 (トランス油)						10 缶	2,700.0 kg	高濃度			H29.1.10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	H29.3.9	
20-001	汚泥						4 缶	600.0 kg	低濃度			H28.5.10	(株)〇〇	H28.8.4	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所				
所在事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇番〇〇号				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 〇〇 〇〇			電話番号	〇〇〇-×××-□□□□
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
28-002	蛍光灯用安定器	40 W	星和電機(株)	41R-8-35	S47.2	不明	H30.3	登録あり (b000000000)	180 台	400.0 kg	高濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

## (第4面)

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第二号（第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条関係）

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

届出者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第2項、第11条、第21条及び第28条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所）を変更したので届け出ます。

①変更前の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者) の職名及び氏名	
事業場の所在地		電話番号	
(保管の場所／ 所在の場所)			

②変更後の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者) の職名及び氏名	
事業場の所在地		電話番号	
(保管の場所／ 所在の場所)			

（日本工業規格 A列4番）

(裏面)

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	(廃棄物／製品)の種類	(廃棄物／製品)の型式等					量		濃度区分	変更年月日	変更前の事業場における番号	処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更した日から10日以内に、当該変更の直前の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
  2. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
  3. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  4. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  5. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  6. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  7. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
  8. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
  9. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。
  10. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
  11. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称			
事業場の所在地			
連絡担当者		電話番号	

（保管の場所／ 所在の場所）			
-------------------	--	--	--

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 （1台当たり重量×台数）				

（日本工業規格 A列4番）

(裏面)

## 2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		

## 3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3.に記載すること。なお、その場合にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
3. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。（例：不燃性油）
7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であつて台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
10. 「参考事項」の欄について、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

（表面）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

届出者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

①特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の 職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		処分の見込み		参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	処分予定年月日	処分業者との調整状況	

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

②特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

番号	製品の種類	製品の型式等					量		処分の見込み		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)	処分予定年月日	処分業者との調整状況	

- 備考
- この届出書は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所有事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。（例：不燃性油）
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「処分予定年月日」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月日を記入すること。
  - 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。
  - 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
  - 1.1. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
  - 1.2. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

（表面）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日  
に係る届出事項の変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

届出者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第4項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、特例処分期限日に係る届出書の記載事項に変更があつたので、関係書類を添えて届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後

（日本工業規格 A列4番）

（第1面）

承継届出書

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第16条第2項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（保管事業者／所有事業者）の地位を承継したので、関係書類を添えて届け出ます。

被承継人に関する事項	被承継人	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕	住 所	電話番号
	法定代理人	(ふりがな) 氏 名	住 所	電話番号
承継人に関する事項	承継人	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕	住 所	電話番号
	法定代理人	(ふりがな) 氏 名	住 所	電話番号

(第2面)

承継の年月日	
承継の原因	

- 備考
1. 被承継人が複数ある場合には、「被承継人に関する事項」の欄を追加して、全ての被承継人に関する事項を記入すること。
  2. 法定代理人の欄には、該当する場合に記入すること。
  3. 次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付すること。
    - ① 相続
      - イ 被相続人との続柄を証する書類
      - ロ 相続人の住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。ハにおいて同じ。）
      - ハ 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し
    - ② 合併又は分割
      - イ 合併契約書又は分割契約書の写し
      - ロ 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により保管事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは所有事業者の所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

(第3面)

①承継の対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
保管事業場の所在地			電話番号
保管の場所			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

②承継の対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称		ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名	
所在事業場の所在地		電話番号	
所在の場所			

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		

(第5面)

- 備考
1. この届出書は、承継があった日から30日以内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
  2. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、承継後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、承継後のポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  3. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
  4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  5. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
  6. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
  7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
  8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
  10. 「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  11. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
  12. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  13. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  14. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
  15. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わないこと。
  16. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
  17. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
  18. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。
  19. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
  20. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

（第1面）

譲受け届出書

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

届出者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第26条第2項及び第36条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品）を譲り受けましたので、関係書類を添えて届け出ます。

譲渡者に関する事項	譲渡者	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕		住 所	電話番号
譲受者に関する事項	譲受者	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕		住 所	電話番号
譲受け年月日					

(第2面)

①譲り受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
保管事業場の所在地		電話番号	
保管の場所			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本工業規格 A列4番)

(第3面)

②譲り受けた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称		ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名	
所在事業場の所在地		電話番号	
所在の場所			

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		

## (第4面)

- 備考
1. この届出書は、譲受けがあった日から30日以内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
  2. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  3. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
  4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  5. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
  6. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
  7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
  8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物である。
  10. 「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  11. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること。(例:「ドラム缶」、「なし」。)
  12. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  13. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  14. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
  15. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わないこと。
  16. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
  17. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
  18. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。
  19. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
  20. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第28号の2 (第24条関係)

特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書

年 月 日

(あて先) さいたま市長

住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置・変更・廃止したので、次のとおり報告します。

事業場の所在地	(電話番号 )
(ふりがな) 特別管理産業廃棄物管理 責任者の職名及び氏名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物管理 責任者の設置、変更又は廃 止の年月日及びその事由	年 月 日 (事由)
※事務処理欄 (記入しないこと)	

(様式)

平成 年 月 日

### 保管事業場の変更に伴うPCB廃棄物の運搬計画書

(あて先) さいたま市長

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

PCB廃棄物の保管事業場を変更したいので、運搬計画を届け出ます。

変更を必要とする理由							
保管事業場	変更前	名称					
		所在地					
	変更後	名称					
		所在地					
運搬予定年月日		年 月 日					
運搬物	PCB廃棄物の種類		量(単位)	製造業者名	型式	容量等	変更前番号
	1						
	2						
	3						
	4						
運搬者	所属運搬者						
運搬車両		車種	車両番号				
運搬経路※							
梱包形態等							
緊急時連絡先		電話					
緊急時の対処法							
特別管理産業廃棄物 管理責任者	旧	所属・電話		氏名			
	新	所属・電話		氏名			
事務処理欄							

※運搬経路については運搬経路図を添付すること。(発着地周辺図はより詳細図を添付)

# ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(平成十三年六月二十二日法律第六十五号)

最終改正：平成二八年五月二日法律第三四号

## 第一章 総則

(目的等)

**第一条** この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

**2** ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、この法律に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の定めるところによる。

(定義)

**第二条** この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項において同じ。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

**2** この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの
- 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

**3** この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの

として政令で定めるものを除く。）をいう。

**4** この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。

- 一 ポリ塩化ビフェニル原液
- 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

**5** この法律において「保管事業者」とは、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。

**6** この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。

(事業者の責務)

**第三条** 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

**2** 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を破棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。

**3** 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)

**第四条** ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第五条** 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品（次項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**2** 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ

塩化ビフェニル廃棄物等の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

- 3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の理解を深めるよう努めなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)

**第六条** 政府は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針
  - 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
  - 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項
  - 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
  - 五 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。
- 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 6 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について準用する。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)

**第七条** 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
  - 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項
- 3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 第二章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等

(保管等の届出)

**第八条** 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）する者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

(保管等の状況の公表)

**第九条** 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。

(期間内の処分)

**第十条** 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

- 2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。
  - 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。
  - 二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。
    - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - ロ 処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに保管の場所
    - ハ ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日
    - ニ その他環境省令で定める事項
- 4 前項第二号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（指導及び助言）

**第十一条** 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令）

- 第十二条** 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第十条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければ

ならない。

（代執行）

- 第十三条** 前条第一項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 一 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
  - 二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。
  - 三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該保管事業者から徴収することができる。
  - 3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等）

**第十四条** 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

**第十五条** 第八条第一項、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「前項」とあり、及び同条第一項中「第十



ル使用製品若しくは」と読み替えるものとする。

**第二十条** 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。）については、前二条の規定を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

2 特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

（事業所管大臣等に対する要請）

**第二十一条** 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等がポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請）

**第二十二条** 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

**第二十三条** 環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（報告の徴収）

**第二十四条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査等）

**第二十五条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

**第二十六条** この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うことができる。

2 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした第十二条第一項（第十五条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第十二条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

（環境大臣の事務執行）

**第二十七条** 第十二条第一項、第十三条、第二十四条（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は第二十五条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による環境大臣による命令、処分等措置若しくは報告の徴収又はその職員による立入検査若しくは収去は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物

が確実かつ適正に処分されないことを防止するため特に必要があると認められる場合に行うものとする。

(国の措置)

**第二十八条** 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備を推進し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務の区分)

**第二十九条** 第十二条第一項及び第二項（第十五条において準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十五条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

**第三十条** この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(環境省令への委任)

**第三十一条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(経過措置)

**第三十二条** この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第四章 罰則

**第三十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第十七条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた者

**第三十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項（第十五条において準用する場合及び第十九条において読み替えて準用する場

合を含む。）又は第十条第二項（第十五条及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第二項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更した者

三 第十条第三項第二号又は第十八条第二項第二号の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十五条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第三十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

**第三条** この法律の規定により特別区の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。

(政令への委任)

**第四条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に  
関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一五年六月一八日法律第九三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年十二月一日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号  
に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（「第五条の六」を「第五条の  
八」に改める部分に限る。）及び第一章中第五条  
の六を第五条の八とし、第五条の三から第五条の  
五までを二条ずつ繰り下げ、第五条の二の次に二  
条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、  
第十三条（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整  
備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）  
第五条第三号の改正規定に限る。）及び第二十条  
の規定 公布の日

**附 則** (平成一七年四月二七日法律第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年十月一日から施行す  
る。

(経過措置)

**第二十四条** この法律による改正後のそれぞれの法律  
の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合に  
おいては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合  
理的に必要と判断される範囲内において、所要の経  
過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定める  
ことができる。

**附 則** (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年十月一日から施行す  
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に  
定める日から施行する。

- 一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第  
十五条の十一、第二十二條、附則第四条及び附則  
第五条の改正規定、第二条の規定並びに附則第三  
条、第六条及び第九条から第十一条までの規定  
公布の日
- 二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第  
六条の二第一項の改正規定（「並びに第二十四条」

を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第  
二項」に改める部分に限る。）、同法第八条第一  
項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二  
十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に一  
条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改  
正規定（「、保健所を設置する市又は特別区」を  
削る部分に限る。）、第三条の規定並びに次条並  
びに附則第八条（「、保健所を設置する市又は特  
別区」を削る部分に限る。）、第十二条及び第十  
三条の規定 平成十八年四月一日

(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに規定するもののほ  
か、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令  
で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合  
において、新廃棄物処理法の施行の状況を勘案し、必  
要があると認めるときは、新廃棄物処理法の規定につ  
いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講  
ずるものとする。

**附 則** (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)  
抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、  
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から  
施行する。

- 一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正  
規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治  
法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第百  
九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律  
第百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六  
条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律  
第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五  
十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正  
規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定  
農山村地域における農林業等の活性化のための  
基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規  
定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、  
第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第  
九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十

四、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第百二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第百四条、第百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第百十四条、第百二十一条(都市再開発法第三十三条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。)、第百三十三条、第百四十一条、第百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第百五十三条、第百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。)、第百五十九条、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第百六十三条、第百六十六条、第百六十七条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第百七十五条及び第百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。))の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。)、第九十

一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第百十一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定)公布の日から起算して三月を経過した日

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第八十条** 第百八十七条の規定(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))及び同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))に限る。以下この項において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条第十四項ただし書(同法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。))の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同法第十五条第十四項ただし書の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に第百八十七条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第四項(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県知事が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第百八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第四項(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第百八十七条の規定(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十四条第七項(同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同法第三十四条第五項(同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。))の標識の寸法については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定

にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**附 則 (平成二八年五月二日法律第三四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

**第二条** 政府は、この法律の施行前においても、この法律による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新法」という。)第六条の規定の例により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定めることができる。

**2** 前項の規定により定められたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画は、この法律の施行の日において新法第六条の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令

(平成十三年六月二十二日政令第二百十五号)

最終改正：平成二八年七月二九日政令第二六八号

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物)

**第一条** ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)とする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準)

**第二条** 法第二条第二項第二号の政令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったものの重量に占める当該廃棄物に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、〇・五パーセントであることとする。

**2** 法第二条第二項第三号の政令で定める基準は、ポ

リ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののポリ塩化ビフェニルを含む部分の重量に占める当該部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、環境省令で定める廃棄物の種類の区分に応じ、それぞれ環境省令で定める数値であることとする。

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品)

**第三条** 法第二条第三項の政令で定める製品は、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品であつて、環境大臣が定めるところによりポリ塩化ビフェニルを除去したもの(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)とする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準)

**第四条** 法第二条第四項第二号の政令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニルを含む油の重量に占める当該油に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の

割合が、〇・五パーセントであることとする。

- 2 法第二条第四項第三号の政令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のポリ塩化ビフェニルを含む部分の重量に占める当該部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、環境省令で定める製品の種類の区分に応じ、それぞれ環境省令で定める数値であることとする。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定する市)

- 第五条** 法第七条第一項の政令で定める市は、豊田市、大阪市及び北九州市とする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間)

- 第六条** 法第十条第一項の政令で定める期間は、別表の上欄に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び同表の中欄に掲げる保管の場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間)

- 第七条** 法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成三十九年三月三十一日までとする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

- 第八条** 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

## 附 則

この政令は、法の施行の日(平成十三年七月十五日)から施行する。

- 附 則** (平成一五年四月四日政令第二〇〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

- 附 則** (平成一七年九月三〇日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この政令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令目次及び第二十六条の改正規定並びに同令第二十七条を同令第二十八条とし、同令第二十六条の次に一条を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 平成十八年四月一日

(政令で定める市の長による事務の処理に関する経過措置)

- 第三条** 改正法附則第二条第一項の規定により都道府県知事がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなされた行為で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又はこの政令による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(以下この条において「新措置法施行令」という。)第四条の規定により指定都市の長等が行うこととされた事務に係るものは、当該指定都市の長等がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改正法附則第二条第二項の規定により都道府県知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなされた行為で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又は新措置法施行令第四条の規定により指定都市の長等が行うこととされた事務に係るものは、当該指定都市の長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改正法附則第二条第三項の規定により都道府県知事に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなされた事項で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又は新措置法施行令第四条の規定により指定都市の長等が行うこととされた事務に係るものは、当該指定都市の長等に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

- 附 則** (平成一九年十一月二日政令第三三九号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一六日政令第三一六号)  
抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月一二日政令第二九八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二日政令第三九九号)  
抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年七月二九日政令第二六八号)

この政令は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年八月一日)から施行する。

別表 (第六条関係)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	期間
一 廃ポリ塩化ビフェニル等及び廃変圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成二十八年八月一日から平成三十四年三月三十一日まで
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成二十八年八月一日から平成三十三年三月三十一日まで
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、	平成二十八年八月一日から平成三十年三月三十一日まで

	愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	
二 前号に掲げるものの以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	平成二十八年八月一日から平成三十五年三月三十一日まで
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成二十八年八月一日から平成三十三年三月三十一日まで
備考 一 廃ポリ塩化ビフェニル等とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。 二 廃変圧器等とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具(蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。)が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。		

# ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

(平成十三年六月二十二日環境省令第二十三号)

最終改正：平成二八年七月二九日環境省令第一九号

(定義)

**第一条** この省令において使用する用語は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準)

**第二条** ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号。以下「令」という。）第一条の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したもののについて、当該処理したものが、次の表の上欄に掲げる廃棄物である場合ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

一 廃油	当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であること。
二 廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
三 廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。
四 陶磁器くず	当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。
五 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。

2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二第十五項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったものの検定方法)

**第三条** 令第二条第一項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準となる数

値)

**第四条** 令第二条第二項の環境省令で定める廃棄物の種類は、次の表の上欄に掲げる廃棄物とし、同項の環境省令で定める数値は、当該廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五千ミリグラム
二 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

2 前項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品の基準)

**第五条** 令第三条の環境省令で定める基準は、製品に封入されているポリ塩化ビフェニルを含む油について、当該油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該油一キログラムにつき〇・三ミリグラム以下であることとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係るポリ塩化ビフェニルを含む油の検定方法)

**第六条** 令第四条第一項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準となる数値)

**第七条** 令第四条第二項の環境省令で定める製品の種類は、次の表の上欄に掲げる製品とし、同項の環境省令で定める数値は、当該製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

一 紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五千ミリグラム
二 金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

2 前項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)

**第八条** 法第七条第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとに定めること。
- 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項には、次の事項を定めること。
  - イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
  - ロ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制に関する事項

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の届出)

**第九条** 法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 事業場の名称及び所在地
- 四 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に係る次に掲げる事項
  - イ 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量
  - ロ 保管事業者にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを予定している年月
  - ハ その他高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し必要な事項
- 五 前各号に規定するもののほか、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 保管事業者にあつては、前年度におけるその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分につい

ての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下この条及び第二十条において同じ。）を複写機により日本工業規格A列三番（以下この条及び第二十条において「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの

- 二 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者にあつては、前年度におけるその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項の規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第三項後段の規定により回付された産業廃棄物管理票をいい、同条第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨を記載したものに限る。以下第二十条第二項第二号において同じ。）を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの
- 三 その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類

3 前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類は、その送付又は通知のあった日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

4 第二項の場合において、廃棄物処理法第十二条の五に規定するところにより電子情報処理組織を使用するため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものを添付しなければならない。

5 前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため前項の規定により添付しなければならないものとされている書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあった日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更の制限の特例)

**第十条** 法第八条第二項の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次の表の上欄に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる同一の区域内において保管の場所を変更する場合

イ 令別表備考一に規定する廃ポリ塩化ビフェニル等及び同表備考二に規定する廃変圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域
ロ イに掲げるもの以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域

二 届け出た保管の場所において确实かつ適正に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったこと及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合

**2** 前項第一号の規定に基づき、保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後

の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**3** 第一項第二号の確認を受けようとする保管事業者は、次に掲げる事項を記載した様式第三号による保管場所の変更確認申請書を環境大臣に提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業場の名称及び所在地

三 保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の変更後の保管の場所

**四** 法第八条第一項の規定に基づき届け出た保管場所において确实かつ適正に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなった理由

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管の状況の変更の届出)

**第十一条** 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者は、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の公表)

**第十二条** 法第九条の規定による公表は、第九条第一項に規定する届出書の副本並びに同条第二項及び第四項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

**第十三条** 法第十条第二項の規定による届出は、その全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から二十日以内に、様式第四号による届出書の正本及び副本を当該保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る特例処分期限日に関する届出)

**第十四条** 保管事業者は、法第十条第三項第二号の規定による届出を行うときは、処分期間の末日までの間に、様式第五号による届出書の正本及び副

本を当該保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第十五条** 法第十条第三項第二号の環境省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分する場合にあつては、産業廃棄物処理施設（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設に限る。）の許可証の写し及び特例処分期限日までに処分することを約する書類
- 二 保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を他人に委託する場合にあつては、当該保管事業者が特別管理産業廃棄物処理業者（その事業の範囲に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が含まれるものに限る。以下この条において同じ。）との間で締結した特例処分期限日までに法第十条第三項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を委託することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を委託したことのある保管事業者にあつては、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該特別管理産業廃棄物処理業者に対して約する書類の写しとすることができる。）

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物に係る特例処分期限日に関する届出の特例）

**第十六条** 特例処分期限日までに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を廃止する旨の届出について、産業保安監督部長が都道府県知事に対し情報の提供を行った場合であつて、その所有事業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を廃棄したときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、法第十条第三項第二号の規定による届出を行った保管事業者とみなす。

（特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る変更の届出）

**第十七条** 法第十条第四項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、様式第六号による届出書の正本及び副本を同条第三項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る改善命令

書の記載事項）

**第十八条** 法第十二条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべき高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

（処分等措置に係る費用の徴収）

**第十九条** 環境大臣又は都道府県知事は、法第十三条第二項の規定により当該処分等措置に要した費用を徴収しようとする場合においては、当該保管事業者に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の届出）

**第二十条** 法第十五条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条から第二十四条までにおいて同じ。）の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 事業場の名称及び所在地
- 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管及び処分の状況
- 五 前各号に規定するもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事

**2** 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 保管事業者にあつては、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写しを複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの
- 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者にあつては、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの
- 三 その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類

3 前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類は、その送付又は通知のあった日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

4 第二項の場合において、廃棄物処理法第十二条の五に規定するところにより電子情報処理組織を使用するため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものを添付しなければならない。

5 前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため前項の規定により添付しなければならないものとされている書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあった日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

**第二十一条** 保管事業者等は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の公表)

**第二十二条** 法第十五条において読み替えて準用する法第九条の規定による公表は、第二十条第一項に規定する届出書の副本並びに同条第二項及び第四項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

**第二十三条** 法第十五条において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による届出は、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた日から二十日以内に、様式第四号による届出書の正本及び副本を当該保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る改善命令書の記載事項)

**第二十四条** 法第十五条において読み替えて準用する法第十二条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等の措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

(保管事業者の地位の承継の届出)

**第二十五条** 法第十六条第二項の規定による届出は、様式第七号による届出書に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類を添付して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 被相続人との続柄を証する書類</li> <li>二 相続人の住民票の写し</li> <li>三 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し</li> </ul>
合併又は分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 合併契約書又は分割契約書の写し</li> <li>二 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により保管事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書</li> </ul>

2 都道府県知事は、保管事業者の相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めることができる。

(譲渡し及び譲受けの制限の特例)

**第二十六条** 法第十七条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 地方公共団体に譲り渡す場合
- 二 地方公共団体が譲り受ける場合
- 三 保管事業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいい、以下「収集運搬業者」という。）若しくは特別管理産業廃棄物処分業者（同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいい、以下「処分業者」という。）がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託する場合であって、次に掲げる場合

イ 保管事業者がそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を廃棄物処理法第十二条の二第五項

及び第六項の規定に従って収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者（同法第十八条第二項に規定する無害化処理認定業者をいう。以下同じ。）に委託する場合

ロ 収集運搬業者が、保管事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者が、保管事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十六項ただし書の規定に従って委託する場合

ハ 処分業者が廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物の処理を同法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従って収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者に委託する場合

四 収集運搬業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十五項の規定に従って受託する場合

五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次に掲げる場合

イ 都道府県知事が認めた場合

ロ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に譲り渡す場合

ハ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が譲り受ける場合

六 保管事業者が確実かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったと都道府県知事が認めた場合であって、次に掲げる場合

イ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡す場合

ロ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者が譲り受ける場合

2 前項第一号、第二号、第五号又は第六号の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けた者は、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けた日から三十日以内に、様式第八号による届出書をポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄の見込みの届出）

**第二十七条** 法第十九条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度における高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みについて、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業場の名称及び所在地

四 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに係る次に掲げる事項

イ 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び量

ロ 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月

ハ その他高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関し必要な事項

五 前各号に規定するもののほか、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みについて参考となるべき事項

2 前項の届出書には、環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

**第二十八条** 所有事業者は、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（船舶に関する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の取扱い）

**第二十九条** 前条並びに法第八条第一項、法第十条第二項及び第四項並びに法第十六条（これらの規定を法第十九条において読み替えて準用する場合に限る。）並びに法第十八条第二項第二号の規定による届出は、船舶に搭載されている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、その所有事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄の

見込みの公表)

**第三十条** 法第十九条において読み替えて準用する法第九条の規定による公表は、第二十七条第一項に規定する届出書の副本及び同条第二項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄終了の届出)

**第三十一条** 法第十九条において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による届出は、その全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた日から二十日以内に、様式第四号による届出書の正本及び副本をその所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る特例処分期限日に関する届出)

**第三十二条** 所有事業者は、法第十八条第二項第二号の規定による届出を行うときは、処分期間の末日までの間に、様式第五号による届出書の正本及び副本を当該所在の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第三十三条** 法第十八条第二項第二号の環境省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 所有事業者がその廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分する場合にあっては、産業廃棄物処理施設（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設に限る。）の許可証の写し及び特例処分期限日までに処分することを約する書類
- 二 所有事業者がその廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分を他人に委託する場合にあっては、当該所有事業者が特別管理産業廃棄物処理業者（その事業の範囲に廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分が含まれるものに限る。以下この条において同じ。）との間で締結した特例処分期限日までに法第十八条第二項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分を委託することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分を委託したことのある所有事業者にあっては、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該特別管理産業廃棄物処理業者に対して約する書類の写しと

することができる。)

(特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る変更の届出)

**第三十四条** 法第十九条において読み替えて準用する法第十条第四項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、様式第六号による届出書の正本及び副本を同条第二項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(所有事業者の地位の承継の届出)

**第三十五条** 法第十九条において読み替えて準用する法第十六条第二項の規定による届出は、様式第七号による届出書に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類を添付して、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

相続	一 被相続人との続柄を証する書類 二 相続人の住民票の写し 三 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し
合併又は分割	一 合併契約書又は分割契約書の写し 二 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により所有事業者の所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

2 都道府県知事は、所有事業者の相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めることができる。

**第三十六条** 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた日から三十日以内に、様式第八号による届出書を高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(権限の委任)

**第三十七条** 法第十二条第一項（法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第二十四条（法第十九条において読み替え

て準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項(法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する環境大臣の権限は、保管事業者等又は所有事業者の事務所、事業場その他の場所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(身分を示す証明書)

**第三十八条** 法第二十五条第二項の証明書の様式は、第九号のとおりとする。

(廃変圧器等の基準)

**第三十九条** 令別表の備考二の環境省令で定める基準は、ネオン変圧器及び固体の絶縁物が充填されたブッシングに該当しないものであって、三キログラム以上であるものとする。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この省令は、法の施行の日(平成十三年七月十五日)から施行する。

(平成十三年度における法第八条の規定による届出)

**第二条** 平成十三年度における法第八条の規定による届出については、第五条第一項中「毎年度、前年度」とあるのは「平成十三年七月十五日」と、「保管及び処分」とあるのは「保管」と、「当該年度の六月三十日」とあるのは「平成十三年八月三十一日」と、「様式第一号」とあるのは「附則様式」とし、同条第二項(第三号に係る部分を除く。)及び第三項から第五項までの規定は、適用しない。

(経過措置)

**第三条** 当分の間、第五条第一項中「設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」とあるのは「設置する市にあつては、市長」と、様式第一号から様式第三号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とする。

## 附 則 (平成一四年三月七日環境省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成一五年三月三日環境省令第二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

## 附 則 (平成一六年三月三〇日環境省令第八号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

## 附 則 (平成一六年四月一日環境省令第一二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

## 附 則 (平成一七年三月四日環境省令第三号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

## 附 則 (平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第二条** この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。)は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。)は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

**2** この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項

についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一八年三月一〇日環境省令第七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年五月一日環境省令第一七号)

この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年三月三十一日環境省令第五号)

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年十一月三〇日環境省令第三二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第五条、第八条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の二の二の改正規定、第九条、第十一条及び第十二条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

**附 則** (平成二四年七月六日環境省令第二一号)

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

**附 則** (平成二五年二月二一日環境省令第三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年二月二八日環境省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二六年一月二二日環境省令第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百十号)の施行の日(平成二十六年十二月二十四日)から施行する。

**附 則** (平成二八年七月二九日環境省令第一九号)

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

## さいたま市産業廃棄物指導課

- ・ 事務所

住 所 さいたま市浦和区仲町3-12-10  
住宅供給公社ビル1階

TEL 048-829-1607

FAX 048-829-1933

E-mail [sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp](mailto:sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp)

- ・ 届出等郵送先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

再生紙を利用しています。

この「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の適正処理について」は500部作成し、1部あたりの印刷経費は〇〇〇円です。